

北海道労働委員会月報

2024年 10月号 No. 729



左から、「レオン社長」、元気な労働者「リンさん」、道労委広報部長の「ねーさん」

主 な 内 容

○ 随 想

お墓を移す

使用者委員 中 村 隆一郎

○ 審 査 事 件

新規事件

・ 6年7号不当労働行為事件

○ 個 別 事 件

随想

お墓を移す

北海道労働委員会

使用者委員 中 村 隆一郎

私の前回の随想は、日常で起きた体の異常（手の痺れ）がお盆の時期と重なって、田舎での墓参りから感じた社会問題（過疎化・少子化）とちょうど其の頃国会で話題になっていた宗教法人の問題も絡めて「過疎化・少子化・お墓」で書いたのですが、あれから2年がたってこの問題を真剣に考えなければならない状況になってしまいました。

翌年の2月に、心筋梗塞で人生初の入院・手術を経験し、今も通院をして定期的に検査を受ける状況が続いており、大好きだった煙草もやめなければならず、お墓についても札幌に移すことを考えてほしいと言われていました。そんな時、女房が札幌市営の霊園の募集記事を見つけて、応募しようと言ってきました。女房の希望は、地下鉄で墓参りに行ける平岸霊園で、募集枠は3.3㎡81件、4.95㎡15件でかなりの競争率（7～10倍）だったので、とりあえず応募の少ない4.95㎡に応募しました。

数か月後に抽選結果が発表され見事に落選したのですが、もともと外れると思っていたのでまた次の機会がある程度に思っていました。ところが、2か月くらい経って辞退者が出たので補欠で当選しましたとの連絡が来たのです。当選すると、まず誰をお墓に入れるかを届けなければならない、その証明書が必要になり、それが済むと墓地使用料32万、清掃手数料20年分13万円を20日以内に支払わなければ当選取消になるということです。そして3年以内にお墓を建てて、届けた人を納骨するという条件が付けられます。

とりあえず私の父親を入れると届け、使用料、清掃料を払い込んだのですが、3年という期間もあるので、その後の行動が続かず、ちょっと

他人事みたいになって、1年ぐらいほったらかしにしていたところ、某テレビ番組で墓じまいの費用等が膨大になるという話題が取り上げられ、国でも指針を出さなければならないと考えている状況だと言うではないですか。

早速、お墓を立てて納骨することに着手するのですが、経験不足、知識不足から、何をどうしていいのかわからず、近くの仏具店を訪ねて手順を教えてもらいました。その手順は、まずお墓を造る、その後田舎の墓じまいの手続きをして、閉眼供養、遺骨の取り出し、撤去、納骨をする順番が良いとのことでした。お墓を造るにはどうするのかネットで調べていたら「お墓センター」という窓口があることがわかりました。これは、ネットで申し込むとセンターから数件の見積もりが送られ、その中で条件の良いものを選ぶシステムと、電話で問い合わせる業者を紹介してもらうシステムがあり、業界団体で運営しているので安心して利用できるものようです。

早速、業者に出向き希望に沿った見積もり？（女房の）を出していただき、お墓の手配は終わりました。次に、墓じまいの手配を考えなければならないと思っていたら、業者のほうから墓じまいも任せてほしいと提案があり、お願いしたらとんとん拍子で話が進み、今年中にすべての手配が終わる見込みです。

ここまでにかかった費用は、お墓に150万円、墓じまいに55万円、墓地使用料、清掃料を合わせると250万円になります。この費用は、お墓の大きさに比例しているので、最初に何も考えずに4.95㎡を選んで応募したことが費用を膨らます原因になってしまいました。

最近、地下道を歩いていると樹木葬や共同墓

地の宣伝看板を目にします。費用は、今回の10～20%ぐらいで済み、将来の費用も抑えられるシステムのようにです。

今回の私の選択が失敗だったのかと考えさせ

られますが、お墓は、死後のマイホームと考えれば「広くて快適な物件」を選んだと一族みんなから喜ばれていると思うことにします。

審 査 事 件

新 規 事 件

▼ 6年7号不当労働行為事件

申 立 人	X労働組合
被 申 立 人	学校法人Y（教育、学習支援業）
申 立 年 月 日	令和6年（2024年）9月6日
救済を求める内容	団体交渉応諾、ポストノーティス

法人の職員Aは、令和2年（2020年）3月に学系内で教養学系長候補に選出されたが、法人の理事長にその任命を拒否された事案について、令和5年（2023年）4月に組合に労働相談を行ったところ、組合は法人によるハラスメントの疑いがあると判断した。その後、Aは、同年8月、法人内にAを分会長とする分会を結成した。

組合は、同年9月に実施された第1回団体交渉において、Aは上記の事案について、なぜ選出を拒否したのかについて回答を要求したが、法人側からは学長から推薦された人物は別の人物であり、そもそもAは推薦されておらず、加えて、別の人物が推薦された理由として、「あらたな執行体制で運営するために人事の刷新をはかると判断された」という回答があった。しかし、これは組合が把握している事実である、「理事長および学長より、口頭で、『候補者として選出されたAは、かつて理事・副学長・短大副学長として在職していた際にいくつかの大きな問題を発生させてきたので、現時点において、学系候補者として、ふさわしくない。』との判断を下した」という当時の学系長が学系内で回付したメールの記録と異なるものであった。

その後の団体交渉においても、Aが理事長に推薦されていないというメールに対する事実確認や人事刷新の理由について回答及び本件を通じてAが被った不当な地位の低下からの回復を求めた。しかし、法人は事実の存在を認めず、人事刷新について具体的な回答がなく、組合が要求した地位の回復も同様に拒否し続けていたため、組合側が事実の隠蔽の恐れがあると判断し、令和6年（2024年）4月18日の団体交渉において、通告文書を手交し、メールの資料を根拠に法人側の回答姿勢が不誠実団交であることを批判、追求した。法人からは「このメールの内容が事実に基づいているかどうか検証しなければならない」と回答があり、資料に記載された事実を認めていない。

同年6月6日の団体交渉において、上記事実検証に対する回答を求めたところ、法人はメール発信者である当時の学系長から、「記憶がない」趣旨の証言を根拠に反論しているが、これは事実の存在を否定する証言には当たらず、一貫して文書による事実に基づく交渉を行うことを拒否する姿勢である。

以上の法人の行為は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であるとして申立てがあった。

個 別 事 件

令和6年9月に当委員会において取り扱った「個別的労使紛争のあっせん」関係の業務は、次のとおりである。

1 あっせん申請に係る事前相談・聴取件数

	相談・聴取の総件数
1～8月	191
9月	23
計	214

2 あっせん申請及び終結状況

	前月繰越	新規件数	取扱件数	終結件数	終 結 区 分				翌月繰越	
					解 決	打 切 り (＊)		取下げ		不開始
			あっせん	不応諾						
1～8月	3	19	22	21	9	5	3	4	0	1
9月	1	1	2	0	0	0	0	0	0	2
計	—	20	23	21	9	5	3	4	0	—

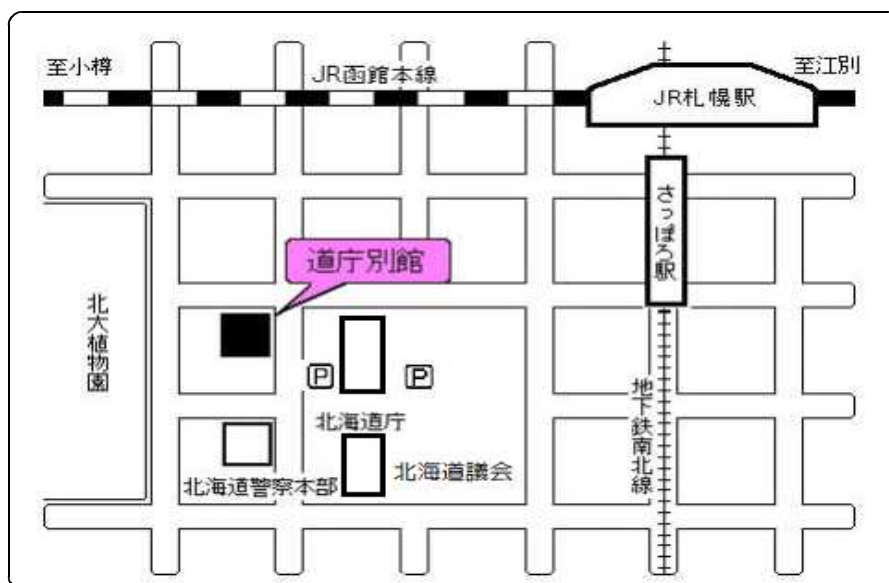
- ＊「1～8月」欄のうち「前月繰越」欄の件数は、前年からの繰越件数である。
- ＊「打切り」には、あっせんを行ったが合意に至らないなど解決の見込みがないと判断して打切りになった「あっせん」と、被申請者があっせんへの参加を応諾せず打切りになった「不応諾」がある。
- ＊「取扱件数」欄の「計」は、前年からの繰越件数に「新規件数」欄の「計」を加えたものである。

3 あっせん事項内容別件数

あ っ せ ん 事 項 内 容		1～8月	9月	計
経営又は人事	解雇	14 (7)	1 (1)	15 (8)
	①整理解雇			
	②普通解雇	1	1	2
	③退職強要	1		1
	④契約更新拒否、雇止め	5		5
	配置転換、出向・転籍	(2)		(2)
	復職			
	懲戒処分			
	①懲戒解雇			
	②①以外の懲戒処分			
	退職	(5)		(5)
	勤務延長、再雇用			
	その他経営又は人事			
	賃金等	10 (6)	1	11 (6)
労働条件等	賃金未払			
	賃金増額			
	賃金減額			
	一時金	(1)		(1)
	退職一時金	(1)		(1)
	解雇手当		(1)	(1)
	休業手当			
	諸手当	(2)		(2)
	その他賃金			
	年金(企業年金・厚生年金等)			
	労働条件等	1	1	2
	労働契約			
	労働時間			
	休日・休暇			
	年次有給休暇		(1)	(1)
	育児休業・介護休業			
	時間外労働			
職場の人間関係	安全・衛生			
	福利厚生制度			
	社会保険	(1)		(1)
	労働保険			
その他	その他の労働条件等			
	職場の人間関係	4		4
	セクハラ			
その他	パワハラ・嫌がらせ	(4)		(4)
	計	11	1	12
合 計		40	4	44

(注) 本表は個々の事件のあっせん事項を内容ごとに細分したものを示しており、必ずしも事件数とは一致しない。
() はあっせん事項内容の内数。また、[] は () の内数である。

北海道労働委員会 案内図



- 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目（道庁別館10階）
- 電話 総務審査課 総括グループ **011-204-5662**
 審査グループ **011-204-5664**
 調整課 調整グループ **011-204-5666**
 個別対策グループ **011-204-5667**

- 最寄駅
- ・JR札幌駅 西コンコース南口から徒歩約9分
 - ・地下鉄南北線さっぽろ駅 10番出口から徒歩約5分

- 駐車場
- 収容台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

北海道労働委員会月報

2024年10月号 No. 729

発行 令和6年（2024年）10月8日

編集・発行 北海道労働委員会事務局総務審査課
 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目

電話 011-204-5662（総括グループ）

FAX 011-232-1057

URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/index.html>

E-mail douroi.somu2@pref.hokkaido.lg.jp